

## 【至急・重要】

令和2年4月7日

会 員 各 位

公益社団法人福岡県薬剤師会

会 長 原 口 亨

(新型コロナウイルス感染症対策本部長)

### 緊急事態宣言に伴う薬局の業務について

本日4月7日緊急事態宣言の発令の後、当県においても8日午前0時より効力が発生となります。

我々、薬剤師は、薬剤師法の定めにより国から付託される資格であり、高い職能に支えられた医薬品の供給等を通じて、人間としての尊厳の維持と健康で幸福な生活の享受を希求する人々の願いの実現に貢献することを使命としています。

今後は、薬局業務従事者の感染リスク等にしっかりと対応しつつ、感染の拡大を可能な限り抑制し、地域住民の生命及び健康を保護するため、医薬品の供給をつかさどる薬局の機能を維持していく必要があります。

つきましては、以下の項目等に配慮しつつ業務を行なっていただき、地域住民の生命及び健康の保護にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

### 記

- 施設内（待合室等）の来局者の人員について
- 施設内（待合室等）の環境について
- 対面对応時における対策について
- 対面对応後の対策について

#### (対策例)

- ✓ 待合室内を1.5m(例)の間隔が確保できる人数に制限する
- ✓ 積極的な換気の実施（窓を開ける）
- ✓ 来局者の手指消毒の実施
- ✓ マスク・メガネ（一般のメガネ・ゴーグル）の着用
- ✓ 患者宅・車等へのお届け
- ✓ 来局者対応ごとの手指の消毒（石鹸またはアルコール）
- ✓ 対面对応後のカウンター等の消毒

会員薬局各位

上記の通り、県薬より届きました。職場における対策と別に、個人で行う感染予防方法についても届いております。今回FAXを流した内容も含め、宗薬HP ⇒ 新型コロナウイルス関連 に掲載しますので、各自でご確認下さい。

4月8日 一般社団法人 宗像薬剤師会